

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第1回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年6月25日（金） 午前9時30分～午前10時22分

場 所 全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	村山 繁 稔	6	重吉 伸 哉
2	森 千 秋	7	池田 穰 二
3	中条 裕 二	8	瀬角 初 美
4	塚田 光 春	9	永吉 浩 幸
5	下瀬 秀	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀 和

農地係長 美 坂 康 人

副 主 幹 港 友 和

主 査 神 川 綾

付 議 事 件

- (1) 非農地について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農地所有適格法人の要件確認について
- (5) 垂水市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について

議 事

議 長	会長あいさつ。
係 長	諸般報告。
議 長	<p>ただいまから、第1回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は10名中10名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、3番中条委員、4番塚田委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号非農地について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の2ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番、申請人〇〇〇〇様、申請地は、地目は畑、〇〇字〇〇番、面積は246㎡となっております。</p> <p>申請地は、平成18年10月に5条許可を受けており、ペットボトル置き場として利用していましたが、許可から半年後、置き場を移動し、対象地に休憩室を建築しています。</p> <p>今回、改築工事を行う際、登記地目の変更をしておらず、畑となっているため、宅地に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>続きまして、受付番号2番、申請人〇〇〇〇様、申請地は、地目は畑、〇〇字〇〇番、面積は436㎡、もう一筆は、地目は田、〇〇字〇〇番、面積323㎡の2筆です。</p> <p>両申請地とも木が繁茂しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を田畑から山林に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2番委員	<p>受付番号1番について説明いたします。6月15日私と村山委員事務局2名の計4人で現地調査を行いました。申請人は、〇〇〇〇さんで申請地について現地調査をしたところ、周囲は宅地に囲まれており、周囲に被害を与えること何ら問題はありませんでした。既に建物が建っている状況でした。現地は、以前5条申請が出されており、当時の農業委員会が許可を出していましたが、その後所有者が地目変更の手続きを行わないまま建物を建てたようです。</p>

	<p>今回、建物の改築にあたり、行政書士から指導もあり、申請したということでした。</p> <p>以上です。</p>
1 番委員	<p>続きまして、受付番号 2 番のご報告をいたします。6 月 15 日私と森委員事務局 2 名の計 4 人で現地調査を行いました。申請人は、〇〇〇〇さんで 2 筆の申請地を確認したところ、杉や雑木が茂ってありました。申請者は、高齢者で後継者もないということもあり、今後農業を続けていく意思もなく、申請地を畑に復旧することは困難であるということから畑から山林に変更したいということでした。以上の事から非農地であると判断します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議はございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>
議 長	<p>議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第 2 号農地法第 3 条許可申請について上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号農地法第 3 条許可申請についてご説明申し上げます。議案書は 4 ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図 3 ページから御覧下さい。今月の許可申請は 1 件でございます。</p> <p>1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで兄弟間の無償譲渡によります所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
4 番委員	<p>1 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで兄の〇〇〇〇さんから弟の〇〇〇〇さんへの無償譲渡でした。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、問題ないと考えます。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	この土地は、住宅地だったが、本当に作物を植えてあったのか。
4 番委員	はい。耕作していました。
議 長	分かりました。異議がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	<p>議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。議案書 6 ページをお開きください。</p> <p>今月は、田 53 筆 36,391 m²、畑 13 筆 12,692 m²の合計 66 筆 49,083 m²の利用権設定がありました。</p> <p>それでは、順番に説明いたします。</p> <p>1 番は、再契約で 10 年間の使用貸借です。</p> <p>2、3 番は、新規契約で 5 年間の賃貸借です。</p> <p>4 番は、再契約で 5 年間の賃貸借です。</p> <p>5 番は、新規契約で 5 年間の賃貸借です。</p> <p>6 番から 8 番は新規契約で 10 年間の使用貸借です。</p> <p>9、10 番は新規契約で 3 年間の使用貸借です。</p> <p>11 番は新規契約で 5 年間の使用貸借です。</p> <p>12 番から 17 番は再契約で 10 年間の使用貸借です。</p> <p>18 番以降は、7 ページをご覧ください。</p> <p>18 番は再契約で 10 年間の使用貸借です。</p> <p>19 番から 23 番は再契約で 5 年間の使用貸借です。</p> <p>24 番から 30 番は再契約で 10 年間の賃貸借です。</p> <p>31 番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮守 裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で 2 回出て参ります。</p>

	<p>まずは、所有者と公社との契約について説明いたします。</p> <p>公社との契約は全て新規契約となるため、新規契約・再契約区分の説明は割愛させていただきます。</p> <p>31、32番は、10年間の賃貸借です。</p> <p>33、34番は、19年6ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>35番以降は8ページをご覧ください。</p> <p>35、36番は、19年6ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>37番は、5年間の賃貸借です。</p> <p>38番から43番は、19年6ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>44番は10年間の使用貸借です。</p> <p>45番は10年間の賃貸借です。</p> <p>46番は10年間の使用貸借です。</p> <p>47番は10年間の賃貸借です。</p> <p>48番は19年6ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>49番以降は、耕作者と公社との契約になります。</p> <p>49、50番は10年間の賃貸借です。</p> <p>51番は19年6ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>52番以降は9ページをご覧ください。</p> <p>52番から54番は19年6ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>55番は5年間の賃貸借です。</p> <p>56番から61番は19年6ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>62、63番は10年間の使用貸借です。</p> <p>64、65番は10年間の賃貸借です。</p> <p>66番は19年6ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の要件を満たしております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
1番委員	1番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんは、親戚関係でもあり、10年間の使用貸借の再設定ということで問題ありません。
3番委員	<p>2番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん5年間の賃貸借の新規契約ということで問題ありません。</p> <p>3番貸人〇〇〇〇さん、貸人〇〇〇〇さん5年間の賃貸借の新規契約ということで問題ありません。</p> <p>4番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん5年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>5番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん5年間の賃貸借の新規</p>

	<p>契約ということで問題ありません。</p> <p>6番、7番、8番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんいずれも10年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。</p>
4番委員	<p>9番、10番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん3年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。</p>
6番委員	<p>11番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん親子間の5年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。</p> <p>12番から18番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんいずれも10年間の使用貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>19番から22番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんいずれも5年間の使用貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>23番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん5年間の使用貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>24番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん10年間の貸貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>25番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん10年間の貸貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>26番から28番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん10年間の貸貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>29番30番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん10年間の貸貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。</p>
議場	<p>なし。</p>
議長	<p>異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議場	<p>はい。</p>
議長	<p>議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第4号農地所有適格法人の要件確認について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第4号農地所有適格法人の要件確認についてご説明します。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>今月、株式会社〇〇より農地所有適格法人の届出がありましたの</p>

	<p>で、農林水産省経営局からの農業委員会の適正な事務実施についてに基づく、農地法第3条及び第6条の事務の適正化についての指導により、農地所有適格法人の要件確認について総会に諮る必要があるため提案をいたしました。</p> <p>農地所有適格法人の要件としましては、法人形態要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件の4つに適合しなければなりません。</p> <p>法人形態要件としては、株式会社、合名会社、合同会社、農事組合法人でなければなりません。当該法人は株式会社であり、この条件を満たしております。</p> <p>次に構成員要件ですが、構成員は、農地の権利提供者、常時従事者などでなければならぬとされており、当該法人はこの条件を満たしております。</p> <p>次に事業要件は、主たる事業が農業とその関連事業であることとされており、当該法人は、この条件を満たしております。</p> <p>次に業務執行役員は、役員のうち半数以上が農業に常時従事し、さらにそのうち1人以上が農作業に従事すること、とされており条件を満たしております。</p> <p>以上、全ての要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。</p>
議長	<p>なし。</p>
議長	<p>異議がございませんので、議案第4号は事務局の報告のとおり確認することに決定してよろしいですか。</p>
議長	<p>はい。</p>
議長	<p>議案第4号は、原案のとおり確認することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第5号垂水市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号垂水市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は13ページになります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされておりますので、垂水市農業委員会においても推進委員を委嘱する</p>

	<p>ために提案するものです。</p> <p>候補者につきましては、令和3年6月1日に農地利用最適化推進委員選考委員会が開催され、その会で選考されております。</p> <p>それでは、選考委員会での候補者について、議案書13ページ上から地区毎に説明いたします。</p> <p>1番、李田 義文、年齢66才、男性、応募地区は牛根・協和地区です。現職の農地利用最適化推進委員です。</p> <p>2番、廣澤 辰二、年齢69才、男性、応募地区は牛根・協和地区です。現職の農地利用最適化推進委員です。</p> <p>3番、下園 健二、年齢55才、男性、応募地区は牛根・協和地区です。現職の農地利用最適化推進委員です。</p> <p>4番、岩切 貞男、年齢64才、男性、応募地区は新城・柗原地区でございます。</p> <p>5番、柳田 大輝、年齢29才、男性、応募地区は新城・柗原地区です。</p> <p>6番、田中 大輔、年齢38才、男性、応募地区は中央・水之上地区です。</p> <p>7番、井之上 裕征、年齢32才、男性、応募地区は中央・水之上地区です。現職の農地利用最適化推進委員です。</p> <p>8番、坪内 崇、年齢36才、男性、応募地区は中央・水之上地区です。</p> <p>9番、宮迫 隆憲、年齢36才、男性、応募地区は中央・水之上地区です。現職の農地利用最適化推進委員です。</p> <p>10番、石川 翼、年齢39才、男性、応募地区は中央・水之上地区です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議の方よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何か質問はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>議案第5号垂水市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定については原案のとおり決定しました。</p> <p>以上をもちまして、第1回総会を終了いたします。</p>

垂水市農業委員会

会 長 葛 迫 巧

署名委員 中 条 裕 二

署名委員 塚 田 光 春